各位

会社名ポケットカード株式会社代表者名代表取締役社長 渡辺 恵一
(コード番号:8519 東証第1部)問合せ先経営企画部長 池田 一彦TEL03-5441-3450
www.pocketcard.co.jp/ir/

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 9 日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 22 日開催予定の第 33 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、 責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されます。

これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法の規定に基づき、現行定款第27条第2項及び第35条第2項の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款

(取締役の責任免除)

第27条(条文省略)

2.当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(監査役の責任免除)

第35条(条文省略)

2.当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

変 更 案

(取締役の責任免除)

第27条(現行どおり)

2.当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(監査役の責任免除)

第35条(現行どおり)

2.当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年5月22日(金) 定款変更の効力発生日

平成 27 年 5 月 22 日 (金)

以 上